

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第十三号

徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。